

## 「よこはま子ども国際平和プログラムに係る愛称等作成業務委託」特定結果

よこはま子ども国際平和プログラムに係る愛称等作成業務委託について、公募型プロポーザル方式で受託候補者選定を実施した結果、次のとおり受託候補者を特定しました。

- 1 件名 よこはま子ども国際平和プログラムに係る愛称等作成業務委託
- 2 委託内容 (1) 愛称作成  
(2) ロゴマーク作成  
(3) スローガン作成
- 3 契約予定者 株式会社ミート
- 4 契約予定日 令和6年5月14日

### 5 評価結果

提案者	評価点数
株式会社ミート	431

※提案者が1者の場合は、評価委員会における評価の結果、各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上(360/600)に達していれば、当該提案者を受託候補者とする。

### 6 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日時及び開催場所	令和6年4月26日(金) 9時00分～10時15分 市庁舎15階 15-S11 会議室
評価委員の出席状況	出席6名/委員数6名(充足率100%)
議事内容	評価基準等の確認、提案書の評価、受託候補者の特定
評価基準	別紙のとおり

### 7 問合せ先

教育委員会事務局小中学校企画課 TEL:045-671-3588

**「よこはま子ども国際平和プログラムに係る愛称等作成業務委託」  
プロポーザルに係る提案書評価基準**

評価項目	評価の視点	評価					配点
		A	B	C	D	E	
<b>1 業務実施体制</b>							
専門性・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛称（ロゴマーク作成含む）、スローガン（以下「愛称等」という。）などネーミングの分野について、十分な専門性を要しているか</li> <li>・過去に類似の業務実績があり、本業務でもノウハウなどを活かすことができるか</li> </ul>	30	24	18	12	6	30
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市との十分な連絡調整ができる仕組みや体制等が提案され、円滑な業務の実施が期待できるか</li> <li>・当該委託業務を行う上で、十分な人員体制が確保できているか</li> </ul>	10	8	6	4	2	10
ワーク・ライフ・バランスに関する取組等	<p>ワーク・ライフ・バランスに関する取組（※1）、障がい者雇用に関する取組（※2）がされているか。</p> <p>※1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組とは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用推進法に基づく行動計画の策定や認定の取得等があります。</p> <p>※2 障がい者雇用に関する取組とは、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成のことを指しています。</p>	5	4	3	2	1	5
<b>2 提案内容</b>							
現状分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よこはま子ども国際平和プログラムについて、横浜市の現状や取組の価値を理解しているか</li> <li>・効果的なターゲットを設定できているか</li> <li>・よこはま子ども国際平和プログラムにおける、本業務の役割について理解しているか</li> </ul>	15	12	9	6	3	15
愛称、ロゴマーク、スローガン作成の企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛称等を使ったブランディングの重要性を理解しているか</li> <li>・愛称等を作る際、よこはま子ども国際平和プログラムそのものの価値に加え、これまでの歴史や国際的な意義など多角的な視点で作成することができるか</li> <li>・よこはま子ども国際平和プログラムの現状を踏まえた企画となっているか</li> <li>・親しみやすく魅力的でターゲットに訴求する愛称等の作成が期待できるか</li> <li>・愛称等の広がり期待できるか</li> <li>・児童生徒と円滑にコミュニケーションを取りながら業務を進めることができるか</li> <li>・児童生徒の発言、よこはま子ども国際平和プログラムに取り組む姿勢などを愛称等の作成に生かすことが期待できるか</li> </ul>	40	32	24	16	8	40
<b>合計</b>						100	

1 評価はA～Eの5段階評価とする。

A 特に優れている

B 優れている

C 普通

D やや不十分である

E 不十分である

2 評価点について、次のように配点を行う。

配点に $A = 5/5$ 、 $B = 4/5$ 、 $C = 3/5$ 、 $D = 2/5$ 、 $E = 1/5$ を乗じて算出する。

3 各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を受託候補者とする。

なお、提案者が1者の場合は、評価委員会における評価の結果、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を受託候補者とする。

4 評価点について最上位の者が2者以上同点となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。